

## 伊方発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

1. 日時：令和7年1月24日（金） 14：00～16：00
2. 場所：愛媛県オフサイトセンター
3. 議題  
伊方発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
4. 配布資料
  - （1）出席者一覧
  - （2）座席表
  - （3）委員による現地視察及び地元関係者との意見交換について（平成29年11月15日原子力規制委員会開会）

出席者一覧（敬称略）

<原子力規制委員会>

やまなか しんすけ 山中 伸介	原子力規制委員会 委員長（オンライン参加）
ばん のぶひこ 伴 信彦	原子力規制委員会 委員
ながさき しんや 長崎 晋也	原子力規制委員会 委員

<地元関係者>

なかむら ときひろ 中村 時広	愛媛県 知事
まつだ たかし 松田 交志	愛媛県 防災安全統括部長
たかかど きよひこ 高門 清彦	伊方町長
きくち はやと 菊池 隼人	伊方町議会 議長
おおしろ いちろう 大城 一郎	八幡浜市長
ささき かよこ 佐々木加代子	八幡浜市議会 議長
にのみや たかひさ 二宮 隆久	大洲市長
むらかみ しょうへい 村上 松平	大洲市議会 議長
かんげ かずお 管家 一夫	西予市長
いせき よういち 井関 陽一	西予市議会 議長
おかはら ふみあき 岡原 文彰	宇和島市長
まつもと とおる 松本 孔	宇和島市議会 議長
たけち くにのり 武智 邦典	伊予市長
かどた ゆういち 門田 裕一	伊予市議会 議長
やまおか おさむ 山岡 敦	内子町副町長
むかい ひとみ 向井 一富	内子町議会 副議長
い だ としふみ 伊田 敏章	山口県 総務部理事
やまうち たかゆき 山内 孝幸	上関町 総務課長

<四国電力株式会社>

みやもと よしひろ 宮本 喜弘	取締役社長 社長執行役員
かわにし のりゆき 川西 徳幸	取締役 副社長執行役員 原子力本部長
た だ けんじ 多田 賢二	常務執行役員 原子力本部副本部長 伊方発電所長
わたなべ ひろし 渡辺 浩	常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力部長

<事務局>

おおしま としゆき 大島 俊之	原子力規制部長
たけうち じゆん 竹内 淳	原子力規制部原子力規制企画課長

くろかわ よういちろう  
黒川 陽一郎  
せきぐち すみお  
関口 澄夫  
やまがた ひでお  
山形 英男

原子力規制庁放射線防護グループ放射線防護企画課長  
原子力規制庁長官官房総務課広報室長  
原子力規制庁伊方原子力規制事務所長

報道カメラ

# 座席表

四国電力(株)  
わたなべ  
渡辺 原子力本部副本部長  
原子力部長

四国電力(株)  
ただ  
多田 原子力本部副本部長  
伊方発電所長

四国電力(株)  
かわにし  
川西 取締役副社長  
原子力本部長

四国電力(株)  
みやもと  
宮本 取締役社長

かみのせきちよう やまうち  
上関町 山内 総務課長

やまぐち いだ  
山口県 伊田 総務部理事

原子力規制庁  
伊方原子力規制事務所  
山形 所長

原子力規制委員会  
長崎委員

原子力規制委員会  
伴委員

原子力規制委員会  
山中委員長モニター

報道カメラ

記者席↓

内子町  
山岡副町長

伊予市  
武智市長

宇和島市  
岡原市長

西予市  
管家市長

大洲市  
二宮市長

八幡浜市  
大城市長

伊方町  
高門町長

愛媛県  
中村知事

内子町  
向井町議会副議長

伊予市  
門田市議会議長

宇和島市  
松本市議会議長

西予市  
井関市議会議長

大洲市  
村上市議会議長

八幡浜市  
佐々木市議会議長

伊方町  
菊池町議会議長

愛媛県  
松田防災安全統括部長

## 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成 29 年 11 月 15 日  
原子力規制委員会

平成 29 年 11 月 1 日の第 47 回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会 5 年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

### 1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

### 2. 対象施設

新規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

### 3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ 圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加 1 名までの参加を募ることとする。

### 4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

### 5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月 1 回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。